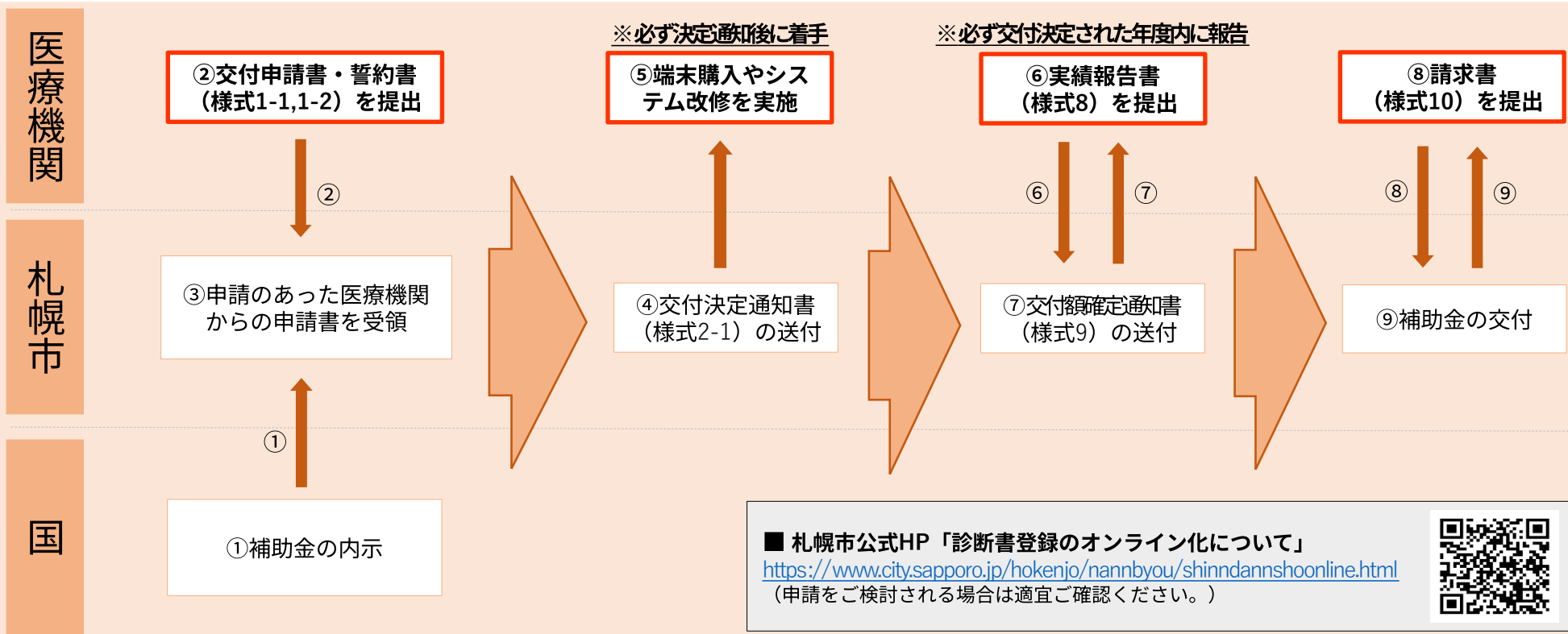


札幌市医療機関オンライン化支援事業（補助金）手続きの流れ

【補助事業の概要】

対象医療機関	難病指定医（協力指定医含む）又は小児慢性特定疾病指定医が勤務する札幌市内の医療機関
補助対象経費	診断書のオンライン登録に対応するために必要となる経費（パソコン購入に係る経費、院内システム改修費等）
補助金の額	経費額の1／2（1医療機関当たりの補助上限額：5万円） ※難病・小慢両方の指定医が勤務する医療機関であっても、申請可能件数は1件のみとなります。

【申請に関するフローチャート】



留意事項

- 交付決定通知(④)より前に支出した費用は対象外となります。
- 補助金交付申請(②)の際は、見積書等の添付が必要となります。
- 実績報告(⑥)の際は、領収書等の証拠書類の添付が必要となります。
- 予算（国・市）の制約上、申請されても補助金を交付できない場合があります。
申請書の提出が早かった医療機関から順に補助金の交付決定を行います。
- 申請可能件数は難病・小慢いずれか1件のみとなります。
- この補助金は、国における予算措置が続く限り実施予定ですが、次年度以降の予算措置については現時点で未定となっております。

※ この支援事業（補助金）は「札幌市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱」に基づき実施します。
※ 要綱・様式は札幌市公式HP上で公開します。

■ 札幌市公式HP「診断書登録のオンライン化について」
<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/nannbyou/shinndannshoonline.html>
(申請をご検討される場合は適宜ご確認ください。)

